

Ⅱ－２

暫定的な環境保全措置工事に伴う見学者対応マニュアル

暫定的な環境保全措置工事に伴う見学者対応マニュアル

1 基本方針

- (1) このマニュアルは、暫定的な環境保全措置工事の期間中における処分地の見学者への対応について、定めるものとする。
- (2) 暫定的な環境保全措置工事の期間中における処分地の見学については、見学者の安全確保と工事の円滑な実施が図られるよう、関係者が協力し、対応するものとする。
- (3) 廃棄物対策豊島住民会議（以下「住民会議」という。）と香川県並びに暫定的な環境保全措置工事の請負者及び施工監理受託者（以下「工事関係者」という。）は、見学の予定、工事の状況等の情報交換に努めるとともに、連絡、調整等を緊密に行い、工事区域における事故の発生を防止するために必要となる措置を講じるものとする。
- (4) 住民会議は、責任をもって、見学者の案内、誘導等を行うものとする。
- (5) 住民会議は、見学者を案内する際は、事前に香川県及び工事関係者と見学場所、ルート等を協議の上、その指示に従うものとする。
- (6) 住民会議は、粉じん、ガスの発生等のため、工事の状況、気象条件等によっては、見学ができなくなる場合があることを、あらかじめ見学者に周知し、了解を得ておくものとする。

2 見学場所

- (1) 通常の見学場所は、南斜面及び西海岸の工事区域外に設置された見学スペースとし、工事区域内への見学は、見学ルートを設定して行うものとする。
- (2) 工事区域に立入る見学ルートは、工事の状況等に応じて、香川県、工事関係者及び住民会議が協議し、あらかじめ定めるものとする。
- (3) 住民会議の引率者は、原則として、見学ルートにより見学者の案内、誘導等を行うものとする。

3 見学時間

見学時間は、原則として午前9時45分から午後5時までとする。

4 見学予定の通知

- (1) 工事日程との調整の必要性から、住民会議において、見学日時、団体名、人数、見学ルート、処分地への進入方法等を確認し、原則として、1箇月前に月間の予定表を作成し、香川県及び工事関係者に文書により通知するものとする。
- (2) 見学予定の変更、新規の見学等については、遅くとも見学日の3日前までに、香川県及び工事関係者に通知するものとする。

5 重機、車両等による危険の防止

- (1) 香川県及び工事関係者は、車両系建設機械その他工事に使用する車両及び機械（以下「重機等」という。）による危険防止のため、次の事項を遵守するものとする。
 - ① バックホーの回転範囲、ダンプトラックの周辺等、重機等との接触により危険が生じるおそれのある箇所については、見学者の立入りを禁止するものとする。

- ② ダンプトラック等の工事用車両の運行通路を定め、現場内でのスピード制限その他の安全確保について、運転者に徹底するとともに、安全確保上、特に必要があるときは、誘導員を配置するものとする。
 - ③ 重機等の運転を開始、停止、移動する場合は、周囲の安全を十分に確認し、見学者が近くにいる場合は、合図をして、見学者に注意を喚起するものとする。
- (2) 住民会議の引率者は、(1)の各事項について、香川県及び工事関係者の指示に従い、見学者が重機等及び資材の周辺に近づくことのないよう、十分に注意するとともに、重機等及び資材の周辺からの見学をさせないようにするものとする。

6 工事区域における安全管理

- (1) 住民会議の引率者は、工事区域の状況により、見学者が徒歩で通行することが危険な場所は、必ず車両にて通行するものとする。
- (2) 住民会議の引率者は、工事区域において見学者を案内、誘導等を行うときは、見学者の安全確保に万全の注意を払わなければならない。
- (3) 住民会議の引率者は、廃棄物の掘削等を見学させるときは、できるだけ風上側から行うものとし、やむを得ず風下側から見学するときは、掘削等の箇所から距離を置き、また、短時間で移動するものとする。
- (4) 住民会議の引率者は、工事区域における事故を防止するため、見学者に別紙の遵守事項を周知徹底するとともに、見学者が多い場合は点呼を行う等、常に人数を確認するものとする。
- (5) 住民会議の引率者、香川県及び工事関係者は、工事区域において、見学者に危険が及ばないよう、安全巡視や見学者の行動監視に努め、必要に応じて見学者に対し、指示するものとする。

なお、香川県及び工事関係者は、作業上、立入禁止とする箇所については、安全確保のため、周囲に障壁、ロープ、バリケード、立看板等を設け、立入禁止の区域を明示する措置を講じるとともに、住民会議に危険を周知するものとする。

7 見学者の遵守事項

見学者は、別紙の事項を遵守するものとし、従わない場合は、香川県、工事関係者及び住民会議の引率者は、見学者を処分地から退去させるものとする。

8 緊急時の対応

- (1) 住民会議の引率者は、見学者のけが、事故等、不測の場合に備えて、負傷者等の手当に必要な救急用具を携帯するものとする。
- (2) 住民会議は、緊急連絡体制、病院への搬送方法等の緊急時対応措置を定め、香川県及び工事関係者に周知するものとする。
- (3) 万一、見学に際し、事故が発生した場合は、住民会議の引率者は、緊急時対応措置に従い、必要な措置を講じるとともに、直ちに香川県、工事関係者、関係機関等に連絡するものとする。
- (4) 香川県及び工事関係者は、事故発生の連絡を受けた場合は、その状況や内容に応じ、直ちに現場付近の工事を中止させる等の緊急措置を行うものとする。

暫定的な環境保全措置工事に伴う処分地見学者の遵守事項

区 分	通常の見学場所からの見学	工事区域に立入った見学ルートでの見学
見学前	<ul style="list-style-type: none"> ①履物は、滑りを防ぐ安全な運動靴などを使用すること。 ②服装は、動きやすく丈夫なもので、できるだけ皮膚が露出しない衣服を着用すること。 ③見学場所には、便所がないので、事前に済ませておくこと。 ④粉じん、ガス等の発生に備えて、あらかじめ、マスク等を用意することが望ましい。 	同 左
見学時	<ul style="list-style-type: none"> ①できるだけ帽子を着用すること。 ②引率者の指示に従い、常に集団で行動し、個人行動をしないこと。 ③常に身の回りの状況に注意すること。 ④障壁、ロープ、バリケードで囲われた箇所、立入禁止の立看板がある箇所、資材の周辺などの危険な場所には近づかないこと。 ⑤万一、気分が悪くなった場合は、直ちに引率者に申し出ること。 ⑥廃棄物や土壌、地下水、浸出水などに触れないこと。また、持ち帰らないこと。 ⑦喫煙をしないこと。 ⑧ゴミを捨てないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ①必ず保護帽を着用すること。 ②工事区域であること、また、粉じん、ガス等の発生の可能性があることを十分に認識するとともに、工事関係者の作業の妨げとならないようにすること。 ③引率者の指示に従い、常に集団で行動し、個人行動をしないこと。 ④常に身の回りの状況に注意すること。 ⑤バックホーの回転範囲内やその周辺、障壁、ロープ、バリケードで囲われた箇所、立入禁止の立看板がある箇所、資材の周辺などの危険な場所には近づかないこと。 ⑥廃棄物等の掘削に伴い、崖状の箇所や突起物、穴などが点在しているため、足元に十分注意すること。 ⑦粉じん、ガス等が発生している場合もあるので、風向きに注意し、できるだけ風上から見学すること。 ⑧万一、気分が悪くなった場合は、直ちに引率者に申し出ること。 ⑨廃棄物や土壌、地下水、浸出水などに触れないこと。また、持ち帰らないこと。 ⑩喫煙をしないこと。 ⑪ゴミを捨てないこと。
見学後	豊島交流センター等、洗面ができる場所で、できるだけ手洗いとうがいをを行うこと。	同 左